

## 大阪市市民活動推進助成事業補助金交付要綱

制 定 平成 20 年 2 月 18 日  
最近改正 令和 8 年 4 月 1 日

### (目的)

第 1 条 この要綱は、大阪市補助金等交付規則（平成 18 年大阪市規則第 7 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、大阪市区政推進基金を運用し市民活動の推進を図るため、大阪市区政推進基金寄附金取扱要綱（平成 25 年制定）第 2 条第 2 号に定める事業（以下「大阪市市民活動推進助成事業」という。）を実施するにあたり市民活動団体が行う事業に対し補助を行う、大阪市市民活動推進助成事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めることを目的とする。

### (補助金の種類)

第 1 条の 2 特定事業支援型補助金とは、補助金のうち、大阪市の地域課題・社会課題の解決を目的とする公益的な事業であって市長が別に定めるものに使用することを条件として寄附された寄附金を財源とするものをいう。

### (補助対象団体)

第 2 条 補助金の交付対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- (1) 特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人、労働者協同組合法（令和 2 年法律第 78 号）に規定する労働者協同組合、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）に規定する一般社団法人のうち法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）第 2 条第 9 号の 2 に規定する非営利型一般社団法人又はボランティアグループ等の法人格を有しない非営利活動団体（以下「任意団体」という。）であること。
- (2) 大阪市内に事務所を有し、大阪市内で活動を行っていること。
- (3) 継続して 1 年以上の活動実績があること。ただし、特定非営利活動法人がその設立の認証を受けた日又は労働者協同組合がその設立の登記を行った日の前に任意団体として同種の活動を行っていた場合は、当該任意団体としての活動期間を含めることができる。
- (4) 大阪市市民活動総合ポータルサイトに利用登録し、直近年度の事業報告書、収支計算書を公表していること。

### (補助事業)

第 3 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助対象団体が行う事業のうち、別表 1 の特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）別表に掲げる活動に該当する事業であって、次の各号の全てに該当する事業のうち、市長が適当と認めた事業とする。

- (1) 大阪市の地域課題・社会課題の解決を目的とする公益的な事業であること。
- (2) 事業期間が事業を開始した時又は事業の実施手法等を大幅に変更した時から 5 年

未満の事業であること。

(3) 過去に補助金の交付を受けていない事業であること。ただし、初めて補助金の交付を受けた事業と同一の事業について、継続して2年目又は3年目の補助金の交付を受けることとなる場合においては、この限りでない。

- 2 前項の規定は、特定事業支援型補助金の補助事業に関しては、「次の各号の全て」を「第1号」に読み替えて適用する。
- 3 前2項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助事業としない。
  - (1) 大阪市の他の補助金の交付を受けている事業。ただし、別事業とみなしうる場合は、この限りではない。
  - (2) 営利を目的とする事業
  - (3) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする事業
  - (4) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする事業
  - (5) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする事業

（補助対象経費）

第4条 補助対象経費は、補助事業を実施するために必要と認められる別表2に定める経費とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）に対して交付する補助金の額は、補助対象経費の2分の1に相当する金額又は100万円のいずれか低い金額を補助金の上限額として、当該年度の予算の範囲内において市長が決定する。

- 2 前項の規定にかかわらず、補助事業者に対して交付する特定事業支援型補助金の額は、次に掲げる額のいずれか低い金額を補助金の上限額として、当該年度の予算の範囲内において市長が決定する。
  - (1) 補助対象経費の2分の1に相当する金額
  - (2) 300万円
  - (3) 第16条の規定による実績報告書が提出された日における第1条の2に規定する寄附金の額
- 3 前2項に定める補助金の額は、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、大阪市民活動推進助成事業補助金交付申請書（様式第1号）に規則第4条各号に掲げる事項を記載し、別に定める「大阪市民活動推進助成事業募集要項」に定める応募期間内に、市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
  - (1) 事業計画書
  - (2) 収支予算書
  - (3) その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第7条 市長は、前条第1項に規定する補助金の交付の申請があったときは、別に定める「大阪市市民活動推進事業運営会議」（以下「運営会議」という）において意見を聴取し、当該申請に係る書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、法令等に違反しないかどうか、補助事業の目的、内容等が適正であるかどうか及び金額の算定に誤りがないかどうかを調査し、補助金の交付の決定をしたときは、大阪市市民活動推進助成事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により補助金の交付の申請を行った者に通知するものとする。

2 市長は、前項に基づく意見の聴取、書類の審査及び調査の結果、補助金を交付することが不相当であると認めたときは、理由を付して、大阪市市民活動推進助成事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により補助金の交付の申請を行った者に通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付の申請が到達してから90日以内に当該申請に係る補助金の交付の決定又は補助金を交付しない旨の決定をするものとする。ただし、申請が当該補助金の執行年度の前年度になされ、申請が到達してから90日が経過した時点で執行年度予算の効力が発生していない場合は、当該予算の効力が発生した日以降に速やかに当該決定をするものとする。

（補助金の交付の除外要件）

第7条の2 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定を行わないものとする。

（1）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員。

（2）大阪市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団密接関係者。

（3）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められる又はそのおそれがあると認められる場合。

（4）第2条の規定により不適合となった場合

2 前条第2項の規定は、前項の規定による交付決定を行わない場合について準用する。

（申請の取下げ）

第8条 補助金の交付の申請を行った者は、第7条第1項の規定による通知を受領した場合において、当該通知の内容又は規則第7条第1項の規定によりこれに付された条件に不服があり申請を取り下げようとするときは、大阪市市民活動推進助成事業補助金交付申請取下書（様式第4号）により申請の取下げを行うことができる。

2 申請の取下げをすることができる期間は、交付決定通知書を受けた日の翌日から起算して10日とする。

（交付の時期等）

第9条 市長は、補助事業の完了後、第17条の規定による補助金の額の確定を経た後に、補助事業者から請求を受けた日から30日以内に当該請求に係る補助金を交付するものとする。

（補助事業の変更等）

第10条 補助事業者は、補助事業の内容等の変更（軽微な変更を除く。）をしようとするときは、大阪市市民活動推進助成事業補助金変更承認申請書（様式第5号）を、補助事業の中止又は廃止をしようとするときは、大阪市市民活動推進助成事業補助金中止・廃止

承認申請書(様式第7号)を市長に対し提出し承認を受けなければならない。

2 前項の軽微な変更は次のとおりとする。ただし、補助事業の目的に変更の無い場合に限る。

(1) 補助金の交付決定額の20%以内の減額

(2) 補助目的達成のために、事業を実施する上でやむを得ず生じる補助対象経費の経費区分間の流用

3 市長は、第1項の申請があったときは、当該申請に係る審査及び必要に応じて行う現地調査等により適当と認められたときは、申請書を受けた日から30日以内に、補助事業変更の場合は大阪市市民活動推進助成事業補助金変更承認決定通知書(様式第6号)、補助事業の中止又は廃止の場合は大阪市市民活動推進助成事業補助金中止・廃止承認決定通知書(様式第8号)により補助事業者へ通知する。

(概算払い)

第11条 市長は、補助事業の円滑な遂行を図るため必要であると認められるときは、補助事業の完了前に第7条第1項に基づき決定された補助金の額の範囲内で全部又は一部を概算払いすることができる。

2 補助事業者は、前項による補助金の概算払いを受けようとするときは、大阪市市民活動推進助成事業補助金概算払申請書(様式第9号)を市長に対し提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る審査及び必要に応じて行う現地調査等により適当と認められたときは、申請書を受けた日から15日以内に大阪市市民活動推進助成事業補助金概算払決定通知書(様式第10号)により補助事業者へ通知する。

4 補助事業者は、前項の規定による通知を受けた日から10日以内に、市長に対し補助金の請求を行うものとする。

5 市長は前項の規定により請求を受けた日から30日以内に当該請求に係る補助金を交付するものとする。

6 前5項の規定は、特定事業支援型補助金については適用しない。

(調査及び進捗状況の報告)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業に関する調査または補助事業者に対し、補助事業の遂行に関する報告を求めることができる。

(事情変更による決定の取消し等)

第13条 市長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

2 前項の取消し又は変更を行った場合においては、市長は、大阪市市民活動推進助成事業補助金事情変更による交付決定取消・変更通知書(様式第11号)により補助事業者へ通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付の決定の取消し又は変更により特別に必要となった次に掲げる経費に限り、補助金を交付することができる。

(1) 補助事業に係る機械器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費

(2) 補助事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費

4 第3条から前条までの規定は、前項の規定による補助金の交付について準用する。

(補助事業の適正な遂行)

第14条 補助事業者は、補助金の他の用途への使用をしてはならない。

2 第7条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に従い、当該年度の3月末日までに補助事業を完了しなければならない。

(立入検査等)

第15条 市長は、補助金の適正な執行を期するため、必要があると認めたときは、補助事業者に対して報告を求め、又は補助事業者の承諾を得た上で職員に当該補助事業者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させることができる。

(実績報告)

第16条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は補助事業の廃止の承認を受けたときから10日以内に、大阪市市民活動推進助成事業補助金実績報告書(様式第12号)に規則第14条各号に掲げる事項を記載し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の末日まで補助事業が行われている場合にあつては、事業実施の属する年度の末日に提出するものとする。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 補助金の交付決定額とその精算額
- (2) 収支決算書
- (3) 補助事業の実績(補助事業の効果が検証できるもの)
- (4) 領収書等補助経費にかかる支出の確認ができる書類

3 前項に定める補助事業の実績などについては公表する。

(補助金の額の確定等)

第17条 市長は、前条第1項の規定による実績報告書の提出を受けたときは、報告書等の書類の審査、領収書等根拠資料の現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、第5条第1項又は第2項に規定する上限額の範囲内で、交付すべき補助金の額を確定し、大阪市市民活動推進助成事業補助金額確定通知書(様式第13号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の精算)

第18条 第11条第1項に規定する概算払いを受けた補助事業者は、前条の規定による補助金の額の確定に係る通知を受けたときは、速やかに、大阪市市民活動推進助成事業補助金精算書(様式第14号)(以下「精算書」という。)を作成しなければならない。ただし、年度の末日まで補助事業が行われている場合又は補助事業が継続して行われている場合にあつては、概算払による交付を受けた日の属する年度の末日に作成するものとする。

2 補助事業者は、精算書を当該補助事業の完了後20日以内(補助事業が継続して行われている場合には各年度の末日から20日以内)に市長に提出しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、あらかじめ提出した収支決算書に概算払に係る精算内容を表記し、かつ、収支決算書により表記された精算金額と前条により通知された金額に

相違がないときは、収支決算書を提出したことをもって、精算書を提出したものとみなす。

- 4 市長は、第1項の規定による精算書又は前項の収支決算書の内容を精査し、精算により剰余又は不足が生じていると認める場合には補助事業者あて通知しなければならない。
- 5 補助事業者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から20日以内に、剰余金を市長が交付する納付書により戻入し、又は速やかに不足額に係る請求をしなければならない。
- 6 市長は、前項の規定による不足額に係る請求を受けたときは、当該請求を受けた日から30日以内に当該請求に係る補助金を交付するものとする。

#### (決定の取消し)

第19条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消すことができるものとする。

- (1) この要綱又は補助金交付決定通知書に付した条件に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請、報告又は不正な行為によって補助金の交付を受けたとき。
- (3) 申請者が、第7条の2第1項各号のいずれかに該当すると判明したとき。

- 2 前項の規定に該当する場合及び規則第17条第3項による通知においては、市長は、大阪市市民活動推進助成事業補助金交付決定取消通知書(様式第15号)により通知するものとする。

#### (補助金の返還)

第20条 市長は、補助金の交付決定を取消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を求めるものとする。

#### (加算金及び延滞金)

第21条 補助事業者は、前項の規定により補助金の返還を求められたときは、その請求に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額とし、100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を本市に納付しなければならない。

- 2 補助事業者が補助金の返還を求められ、これを納期日までに納付しなかったときは、税外歳入に係る延滞金及び過料に関する条例(昭和39年大阪市条例第12号)第2条の規定により算出した延滞金を本市に納付しなければならない。

#### (関係書類の整備)

第22条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、第17条の通知を受けた日から5年間保存しなければならない。

#### (その他)

第23条 本要綱のほか、必要な事項は大阪市補助金等交付規則(平成18年大阪市規則第7号)に基づくものとする。

## 附 則

この要綱は、平成 20 年 2 月 18 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 9 月 26 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 24 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 1 月 26 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 1 月 31 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 1 この要綱による改正後の大阪市市民活動推進助成事業等補助金交付要綱の規定は、平成 25 年度以後の年度の予算の執行について適用し、平成 24 年度の予算の執行については、なお従前の例による。
- 2 この要綱の施行の日前にこの要綱による改正前の大阪市市民活動推進基金等助成事業補助金交付要綱の規定によりされた補助金交付申請は、この要綱による改正後の大阪市市民活動推進助成事業等補助金交付要綱の規定によりされた補助金交付申請とみなす。

附 則

この要綱は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 6 月 20 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正規定は、平成 26 年 12 月 19 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この改正規定による改正後の大阪市市民活動推進助成事業補助金交付要綱の規定は、この改正規定の施行の日以降の申請に係る補助金の交付について適用し、同日前の申

請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

この改正規定は、平成 27 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

1 この改正規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

2 この改正規定による改正後の大阪市市民活動推進助成事業補助金交付要綱第 7 条及び第 7 条の 2 の規定は、この改正規定の施行の日以降の申請に係る補助金の交付について適用し、同日前の申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

この改正規定は、平成 30 年 12 月 14 日から施行する。

附 則

この改正規定は、平成 31 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この改正規定は、令和元年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この改正規定は、令和 2 年 11 月 25 日から施行する。

附 則

この改正規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この改正規定は、令和 4 年 10 月 12 日から施行する。

(経過措置)

2 この改正規定による改正後の大阪市市民活動推進助成事業補助金交付要綱の規定は、この改正規定の施行の日以降の申請に係る補助金の交付について適用し、同日前の申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この改正規定は、令和 7 年 10 月 3 日から施行する。

(経過措置)

2 この改正規定による改正後の大阪市市民活動推進助成事業補助金交付要綱の規定は、この改正規定の施行の日以降の申請に係る補助金の交付について適用し、同日前の申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この改正規定は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この改正規定による改正後の大阪市市民活動推進助成事業補助金交付要綱の規定は、この改正規定の施行の日以降の申請に係る補助金の交付について適用し、同日前の申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

別表1（第3条関係）

特定非営利活動促進法に定める活動分野

1. 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
2. 社会教育の推進を図る活動
3. まちづくりの推進を図る活動
4. 観光の振興を図る活動
5. 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
6. 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
7. 環境の保全を図る活動
8. 災害救助活動
9. 地域安全活動
10. 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
11. 国際協力の活動
12. 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
13. 子どもの健全育成を図る活動
14. 情報化社会の発展を図る活動
15. 科学技術の振興を図る活動
16. 経済活動の活性化を図る活動
17. 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
18. 消費者の保護を図る活動
19. 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
20. 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

別表 2 (第 4 条関係)

[補助対象経費]

経費区分	補助対象経費
① 旅費・交通費	旅費交通費、宿泊費
② 通信運搬費	電話、プロバイダ利用料等の通信費や、郵送等の運搬に要する費用 など
③ 印刷製本費	チラシ作成等広報用の印刷経費 など
④ 消耗品費	購入単価 5 万円未満の文具等の物品、購入単価 5 千円未満の図書の購入費 など
⑤ 燃料・光熱水費	光熱水費、事業用車両のガソリン代 など
⑥ 使用料及賃借料	会議室使用料、物品等の借上料 など
⑦ 保険料	保険料
⑧ 諸謝金	講師謝金 など
⑨ 人件費	事業従事者の人件費
⑩ 広告料	新聞、雑誌等に広告をするのに要する経費
⑪ 研修参加費	研修への参加に係る経費
⑫ 委託料	業務を委託する際の経費 (ただし、事業の全部を委託 (再委託) する際の経費は除く。)
⑬ 手数料	振込手数料等の経費

(様式第1号)

年 月 日

大 阪 市 長

住 所

(法人その他の団体にあつては主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあつてはその名称及び代表者の役職・氏名)

### 大阪市市民活動推進助成事業補助金交付申請書

標題の補助金について交付を受けたいので、大阪市市民活動推進助成事業補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

#### 1 交付を受けようとする補助金の額及びその算出の基礎

- (1) 補助金の額 金 \_\_\_\_\_ 円  
(補助事業費総額 金 \_\_\_\_\_ 円)
- (2) 算出の基礎 詳細別紙「収支予算書」のとおり

#### 2 補助事業の名称、目的及び内容

- (1) 名称
- (2) 目的
- (3) 内容 別紙「事業計画書」のとおり

#### 3 補助事業の開始日及び完了予定日

年 月 日～ 年 月 日

#### 4 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(様式第2号)

大阪市指令 第 号  
年 月 日

様

大阪市長

### 大阪市市民活動推進助成事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった大阪市市民活動推進助成事業補助金については、次のとおり交付することとしたので、大阪市市民活動推進助成事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により通知します。

- 1 補助金の交付額 金 円  
ただし、特定事業支援型補助金にあつては、寄附金額が上記金額を下回る場合は、当該寄附金額
- 2 補助金の交付の条件
  - (1) 補助事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更（大阪市市民活動推進助成事業補助金交付要綱第10条第2項に規定する軽微な変更を除く。）をする場合には、市長の承認を受けるべきこと。
  - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けるべきこと。
  - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けるべきこと。
  - (4) 市長が、補助金の適正な執行を期するため、補助事業者に対して報告を求め、又は本市職員に当該補助事業者の事務所、事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させる必要があると認めたときは、これに協力すべきこと。
  - (5) 本指令書受領の上は速やかに指令書全文の写しを添えて請書を提出すること。
  - (6) その他、大阪市補助金等交付規則（平成18年大阪市規則第7号）及び大阪市市民活動推進助成事業補助金交付要綱の規定を遵守すべきこと。
- 3 その他  
本通知の決定内容（交付の条件を含む。）に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して10日以内に申請の取下げをすることができる。

(様式第3号)

大 第 号  
年 月 日

様

大阪市長

大阪市市民活動推進助成事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった大阪市市民活動推進助成事業補助金については、次の理由により交付しないこととしたので、大阪市市民活動推進助成事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

(交付しない理由)

(様式第4号)

年 月 日

大 阪 市 長

住 所

(法人その他の団体にあつては  
主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあつては  
その名称及び代表者の役職・氏名)

大阪市市民活動推進助成事業補助金交付申請取下書

年 月 日付け大阪市指令 第 号にて通知のあった大阪市市民活動推進助成事業補助金の交付決定について、大阪市市民活動推進助成事業補助金交付要綱第8条の規定により申請を取り下げます。

1 補助金交付決定通知書を受け取った日 年 月 日

2 取下げの理由

(様式第 5 号)

年 月 日

大 阪 市 長

住 所

(法人その他の団体にあつては  
主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあつては  
その名称及び代表者の役職・氏名)

大阪市市民活動推進助成事業補助金変更承認申請書

年 月 日付け大阪市指令 第 号にて補助金の交付の決定を受けた補助事業について、大阪市市民活動推進助成事業補助金交付要綱第 10 条の規定により、次のとおり変更の承認を申請します。

(変更する内容及びその理由)

(様式第6号)

大阪市指令 第 号  
年 月 日

様

大阪市長

大阪市市民活動推進助成事業補助金変更承認決定通知書

年 月 日付けで申請のあった大阪市市民活動推進助成事業補助金変更承認申請については、補助事業の内容等の変更を承認したので、大阪市市民活動推進助成事業補助金交付要綱第10条第3項の規定により通知します。

(様式第7号)

年 月 日

大 阪 市 長

住 所

(法人その他の団体にあつては  
主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあつては  
その名称及び代表者の役職・氏名)

大阪市市民活動推進助成事業補助金中止・廃止承認申請書

年 月 日付け大阪市指令 第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業について、大阪市市民活動推進助成事業補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり中止・廃止の承認を申請します。

(中止・廃止の理由 (中止の場合は、その期間))

(様式第8号)

大阪市指令 第 号  
年 月 日

様

大阪市長

大阪市市民活動推進助成事業補助金中止・廃止承認決定通知書

年 月 日付けで申請のあった大阪市市民活動推進助成事業補助金中止・廃止承認申請については、補助事業の中止・廃止を承認したので、大阪市市民活動推進助成事業補助金交付要綱第10条第3項の規定により通知します。

(様式第9号)

年 月 日

大 阪 市 長

住 所

(法人その他の団体にあつては  
主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあつては  
その名称及び代表者の役職・氏名)

大阪市市民活動推進助成事業補助金概算払申請書

年 月 日付け大阪市指令 第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業について、次の理由により補助金の概算払を受けたいので、大阪市市民活動推進助成事業補助金交付要綱第11条の規定により申請します。

記

1. 概算払を受けようとする理由

2. 概算払を受けようとする補助金の額及びその算出基礎

金 円

(算出基礎)

(様式第 10 号)

大 第 号  
年 月 日

様

大阪市長

大阪市市民活動推進助成事業補助金概算払決定通知書

年 月 日付けで申請のあった大阪市市民活動推進助成事業補助金概算払申請については、次のとおり条件を付して承認することとしたので、大阪市市民活動推進助成事業補助金交付要綱第 11 条第 3 項の規定により通知します。

記

1 概算払金額 金 円

2 交付条件

補助事業が完了したときは、大阪市市民活動推進助成事業補助金交付要綱第 16 条に定める書類を市長に対し事業完了後 10 日以内に提出するものとする。ただし、年度の末日まで補助事業が行われている場合にあつては、事業実施の属する年度の末日に作成するものとする。また、大阪市市民活動推進助成事業補助金交付要綱第 18 条に基づき補助金を精算し、余剰金が生じた場合は通知を受けた日から 20 日以内に返還しなければならない。

(様式第 11 号)

大阪市指令 第 号  
年 月 日

様

大阪市長

大阪市市民活動推進助成事業補助金事情変更による交付決定取消・変更通知書

年 月 日付け大阪市指令 第 号にて交付決定した補助金について、大阪市市民活動推進助成事業補助金交付要綱第 13 条の規定により、次のとおり取消・変更したので通知します。

- 1 取消し・変更の内容
- 2 取消し・変更の理由

(様式第 12 号)

年 月 日

大 阪 市 長

住 所

(法人その他の団体にあつては主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあつてはその名称及び代表者の役職・氏名)

大阪市市民活動推進助成事業補助金実績報告書

年 月 日付け大阪市指令 第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業について、大阪市市民活動推進助成事業補助金交付要綱第 16 条の規定により、次のとおり実績を報告します。

1 補助事業の名称

2 受けようとする補助金額 金 円

3 その他必要事項

(1) 補助金の交付決定額とその精算額

(2) 補助事業の実績

4 添付書類

(1) 事業実績報告書

(2) 収支決算書

(3) 経費の支出を確認できる領収書の写し等

(内 訳)

項 目	金 額
事業支出金額	円
受けようとする補助金額	円
(内概算払済額)	円

(様式第 13 号)

大 第 号  
年 月 日

様

大阪市長

大阪市市民活動推進助成事業補助金額確定通知書

年 月 日付け大阪市指令 第 号にて交付決定した大阪市市民活動推進助成事業補助金については、次のとおり補助金額を確定したので、大阪市市民活動推進助成事業補助金交付要綱第 17 条の規定により通知します。

確定金額 金 円

(様式第 14 号)

年 月 日

大 阪 市 長

住 所

(法人その他の団体にあつては  
主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあつては  
その名称及び代表者の役職・氏名)

### 大阪市市民活動推進助成事業補助金精算書

年 月 日付け大阪市指令 第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業について、大阪市市民活動推進助成事業補助金交付要綱第 18 条の規定により、次のとおり精算内容を提出します。

1 精算内容	受領額	金	円
	支出額	金	円
	差引剰余（又は不足）額	金	円

#### 2 添付書類

- (1) 収支決算書
- (2) 経費の支出を確認できる領収書の写し等

(様式第 15 号)

大阪市指令 第 号  
年 月 日

様

大阪市長

大阪市市民活動推進助成事業補助金交付決定取消書

年 月 日付け大阪市指令 第 号にて交付決定した大阪市市民活動推進助成事業補助金については、次のとおり交付決定を取り消したので、大阪市市民活動推進助成事業補助金交付要綱第 19 条の規定により通知します。

1 取消しの内容

2 取消しの理由